

公 告

関税法（昭和29年法律第61号）第37条第1項及び第5項の規定に基づき、佐伯港指定保税地域の追加指定を行ったので、同条第4項の規定に基づき公告する。

平成31年4月22日

門司税関長 福田 浩昌

1 佐伯港指定保税地域において追加指定を行った施設

名 称 女島ふ頭岸壁

所在地 大分県佐伯市東浜11446番5の地先

面 積 1, 750 m²

構 造 鋼管杭式横桟橋（延長70m）

2 追加指定の日

平成31年5月1日